



# コロナ禍において物価高騰等により生活にお困りの方々を支援するための予算を専決処分しました。

国の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」を踏まえて、生活にお困りの方々を支援するために必要な予算を専決処分しました。

## 1 専決予算額

一般会計 10億4,768万4千円 <補正後の額1兆859億4,440万8千円>

[ 財源内訳 : 国庫支出金 10億4,768万4千円 ]

## 2 事業内容

### (1) 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)給付事業 2億5,838万円

低所得の子育て世帯を支援するため、児童1人当たり5万円の特別給付金を支給

- ・対象者 ①児童扶養手当受給者  
②児童扶養手当を受給していないひとり親のうち、収入が①と同水準の方
- ・支給額 児童1人当たり5万円

### (2) 生活福祉資金特例貸付事業 7億5,412万5千円

緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付の申請期限を、令和4年8月末まで延長

- ・緊急小口資金 貸付上限：20万円、償還期限：2年以内、貸付利率：無利子
- ・総合支援資金 貸付上限：2人以上世帯 月20万円以内、単身世帯 月15万円以内  
貸付期間：原則3か月以内、償還期限：10年以内、貸付利率：無利子
- ※一定の要件を満たす場合には、県独自に償還金の一部を補助

### (3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業 3,517万9千円

生活困窮者自立支援金の申請期限を、令和4年8月末まで延長

- ・対象者 総合支援資金の初回の貸付け等が終了し、追加の貸付けを受けられない世帯
- ・支給額 単身世帯 最大18万円(月額6万円)、2人世帯 最大24万円(月額8万円)  
3人世帯以上 最大30万円(月額10万円)
- ※一定の要件を満たす場合、再支給が可能

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

#### 【専決予算全般について】

総務部財政課企画係  
(課長)高橋 寿明 (担当)龍野 真一  
電話 026-235-7039 (直通)  
F A X 026-235-7475  
E-mail zaisei@pref.nagano.lg.jp

#### 【(1) について】

県民文化部文化政策課企画経理係  
(課長)岩下 秀樹 (担当)桜井 哲郎  
電話 026-235-7281 (直通)  
F A X 026-235-7284  
E-mail bunka@pref.nagano.lg.jp

#### 【(2) (3) について】

健康福祉部健康福祉政策課経理係  
(課長)高池 武史 (担当)赤羽 又三郎  
電話 026-235-7092 (直通)  
F A X 026-235-7485  
E-mail kenko-fukushi@pref.nagano.lg.jp